※既に自費で撤去された方へ

被災家屋等の自費による解体・撤去を行った方へ

償還のご案内（費用償還）

令和8年10月　山江村

本制度は、令和８年熊本地震によって甚大な被害を受けた家屋等について、既に自費で撤去された方を対象として費用の償還を行うものです。

受付期間：令和８年１０月１日（木）～令和８年１２月２５日（金）

１　償還の対象

（１）被災家屋等の撤去の対象要件

次のいずれも満たす必要があります。
①り災証明書等で、半壊以上の認定を受けたもの
②令和８年１１月３０日までに業者との契約が締結されているもの。
③所有者が個人又は中小企業基本法第２条に該当する中小企業であること
④家屋等をすべて解体・撤去するもの
※一部のみの解体やリフォームなどは対象ではありません。
※上記と同等と何らかの判定をされた附属家（例：倉庫など）も対象となります。
また、周りに住宅等がない場所にある倉庫などは対象外となる場合があります。

【注意点】※償還の対象となる撤去は次の範囲です。

■撤去の対象は、地上より上の建物部分と基礎部分（杭基礎は除きます。）
■地下室や地中の埋設物は対象外（ただし、浄化槽は対象です。）
■庭木、庭石などは対象外
■ブロック塀などは、原則対象外ですが、損壊して危険であった場合は対象
■解体後は荒整地のみ（きれいな砂を入れての整地は対象外です。）

（２）土砂混じりがれきの撤去の対象要件

被災した家屋内に流入したがれき混じりの土砂は本制度の対象となります。
※被災した家屋内に残置されている家財等の撤去については、「原則として、撤去前に所有者による回収」となります。
※農地や山林に堆積していたものは対象ではありません。ただし、宅地と隣接しているなどの条件によっては、農地でも対象となる場合があります。

【注意点】

■家屋の清掃や消毒作業は対象外です。
■法面の復旧など、現状復旧や改良工事は対象外です。

２　申請時に必要な書類等

別添「必要書類一覧」参照のこと

3　受付から支払いまでの主な流れ

① 受付

下記の場所で受付を行います。（受付時間　9:00～16:00　平日のみ）

○山江村役場　健康福祉課　窓口

TEL：0966-24-1700（直通）　FAX：0966-24-5669

〒868-8502　球磨郡山江村大字山田甲１３５６番地の１

②書類審査及び現地確認

申込書類について、内容や必要書類の確認等の審査を行います。

撤去が行われたことを確認するため必要に応じて現地確認を行います。

（現地確認の際、立会をお願いする場合もありますので、その際はご協力をお願いします。）

③償還額の算定

建築物の構造、延床面積、土砂混じりがれきの量などに応じて、山江村が定めた基準により、償還額を算定します。

山江村が定めた基準により算定した額と、ご自身が業者に支払った金額を比較し、いずれか低い方の金額を償還します。

そのため、自己負担が発生する場合もあります。

④交付決定通知

償還金の交付決定通知書を送付します。

⑤支払完了

請求書が届いてから支払完了まで２ヶ月程度要しますのでご了承願います。